

目 次

略称一覧

条約・法令・判例出典略称一覧

序論 越境犯罪と国際法

序章 越境犯罪規制の三分類	2
第1節 本研究の課題	4
第1項 越境犯罪の意義と特徴	4
第2項 越境犯罪規制の基本類型	10
第3項 問題の所在	17
第2節 本研究の方法	24
第3節 本研究の構成	26
第1章 嘱託の意義と限界	28
第1節 嘱託の意義	28
第1項 国内法における嘱託の導入	30
第2項 嘱託の特徴	32
第2節 嘱託における相互主義の意義	46
第1項 相互主義の意義	46
第2項 刑事共助における相互主義の史的展開	52
第3節 嘱託の限界	72
第1項 法典化の挫折	72
第2項 第二次世界大戦後の展開	76
第3項 国際司法裁判所・刑事司法共助に関する特定問題事件の意義	82
小 括	86

第2章 一方的法執行を巡る国際紛争とその収斂	88
第1節 利益衡量アプローチの意義と限界	89
第1項 法人連結に基づく管轄権の執行.....	89
第2項 法適用における利益衡量アプローチ.....	91
第3項 米国国内法における抵触法学.....	92
第2節 一方的法執行と共助条約との関係	95
第1項 学説の状況.....	95
第2項 アエロスバシアル社事件.....	96
第3項 1980年代の司法摩擦とその収斂.....	98
第3節 紛争の収斂	100
小 括.....	104
第3章 刑事共助における私人の地位を巡る学説状況	105
第1節 国際人権法の限界：刑事共助における人権保障の国家中心主義的 性格	105
第1項 「客体」としての私人.....	105
第2項 刑事司法協力と国際人権法の連携.....	113
第3項 「主体」としての私人.....	115
第2節 国内における法適用の調整	116
第1項 「越境刑法の一般原則」に関する学説の状況.....	116
第2項 法適用の調整を巡る学説の対立.....	118
小 括.....	131
第1部 国際法が直接規律しない越境犯罪	
第1章 競争法違反の罪	135
第1節 司法摩擦とその収斂：効果主義と在外子会社への罰則付召喚令状	135
第1項 競争法違反に対する刑事的制裁の概要.....	135
第2項 競争法の域外適用を巡る展開.....	137

第3項 司法摩擦の収斂	159
第2節 規制当局間の協力：積極礼讓の意義と限界	160
第1項 協定の類型	160
第2項 情報の機密性確保の要請	162
第3項 協定の特徴	164
小 括	173
第2章 経済制裁法違反の罪	175
第1節 司法摩擦とその収斂：相互主義の欠如	175
第1項 経済制裁法違反の罪の特徴	175
第2項 米国経済制裁法の特徴	178
第2節 金融監督当局間の協力と金融機関の情報提供	194
第1項 当局間協力	194
第2項 金融機関による情報提供	195
小 括	196
第3章 証券犯罪	198
第1節 司法摩擦とその収斂：国家実行の偏在と調和	198
第1項 証券犯罪の意義	198
第2項 証券犯罪の形成過程	199
第3項 一方的法執行の意義と限界	205
第2節 当局間協力の意義と限界	210
第1項 条約に基づいた共助の限界	210
第2項 当局間の協力体制	216
小 括	233
第4章 租税犯罪	235
第1節 司法摩擦とその収斂：租税情報の偏在	235
第1項 租税犯罪の意義と金融プライバシーを巡る議論	235
第2項 オフショア市場の創設と拡散	243
第3項 対抗法としての銀行秘密法制	248

第2節 複層化する情報交換の経路	251
第1項 条約における情報交換規定	251
第2項 外国金融機関の同意に基づいて行う情報の取得	282
第3項 OECD グローバル・フォーラムを通じた情報交換	285
小 括	287
第I部総括	289
第II部 国内法に共通する越境犯罪	
第1章 薬物犯罪と組織犯罪	296
第1節 薬物犯罪の国内規制の標準化と共助体制の構築	298
第1項 中毒性薬物の拡散と国際的規制の欠如	298
第2項 薬物犯罪の標準化とその特徴	300
第3項 共助体制の構築とその特徴	302
第2節 組織犯罪の国内規制の標準化と共助体制の構築	304
第1項 組織犯罪の国際的規制の欠如	304
第2項 組織犯罪の標準化とその特徴	312
第3項 共助体制の構築とその特徴	313
第3節 当局間捜査協力とその調整の特徴：他国領域内における捜査と適用法の調整	315
第1項 刑事共助条約における適用法の調整	315
第2項 米国とカリブ海諸国当局との法執行協力	316
第3項 EUにおける刑事に関する警察・司法協力	321
第4節 国際人権法の履行確保を通じた個人の権利保障	324
小 括	327
第2章 外国公務員贈賄罪	329
第1節 外国公務員贈賄罪の国内規制の標準化と共助体制の構築	330
第1項 外国公務員贈賄防止条約の制定と共助体制の限界	330
第2項 国連腐敗防止条約	335

第3項 二国間刑事共助の意義と限界	337
第2節 国内法の一方的執行	338
第1項 強化される米国の法執行	338
第2項 英国の贈収賄法	339
第3項 国家実行の偏在	341
第3節 当局間捜査協力の意義と限界	343
第1項 当局間捜査協力とその調整の特徴	343
第2項 一事不再理の法理	346
小 括	348
第II部総括	350
第III部 国際法益を害する越境犯罪	
第1章 テロ犯罪	357
第1節 テロ犯罪規制とプライバシー権との相剋	357
第1項 複層的なテロ犯罪の国際的規制とその限界	358
第2項 強化される国内的規制：米国愛国者法を中心に	365
第2節 プライバシー権に関する国家間調整の試みとその限界	371
第3節 調整の欠如が引き起こす諸問題の検討	375
第1項 国土安全保障大統領指令第6協定	375
第2項 重大犯罪防止協定	376
第3項 航空券予約記録協定	377
第4項 データプライバシー保護協定	381
小 括	383
第2章 資金洗浄罪・テロ資金供与罪	385
第1節 資金洗浄罪とテロ資金供与罪の国内規制の標準化と共助の仕組の変遷	385
第1項 資金洗浄罪の国内犯罪化と共助の義務付け	385
第2項 テロ資金供与罪の国内犯罪化と共助の義務付け	403

第2節 私人の権利に対する制約の限界	409
第1項 テロ資金追跡プログラムとプライバシーの保護	409
第2項 ゲートキーパー規制と弁護士秘匿特権	411
小 括	414
第III部総括	416
結 語	418
第1節 検討の結果	419
第1項 嘱託と越境犯罪に関する刑事共助との異同	419
第2項 一方的法執行と二国間共助との関係	420
第3項 プライバシーやその他の人権保障の基準が共助に際して国家の権利義務に与える影響	421
第2節 本研究の意義	422
終わりに	424
条約・法令・判例・文書一覧	425
条約一覧 (425)	
国際判例一覧 (437)	
国内法令/EU 法令一覧 (438)	
国内裁判所判例一覧 (448)	
国際機関文書・報告書一覧 (451)	
参照文献一覧	458
Summary (英語要約)	485
事項索引	497
人名索引	506
企業名索引	508
あとがき	510

略 称 一 覧

略称	正式名称	日本語名称
ABA	American Bar Association (United States)	米国法曹協会(米国)
ALJ	Administrative law judge (United States)	行政法判事(米国)
AML	anti-money laundering	反資金洗浄
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協 力
BCBS	Basel Committee on Banking Supervision	バーゼル銀行監督委 員会
BCSC	British Columbia Securities Commission (Canada)	ブリティッシュ・コ ロンビア証券委員会 (カナダ)
CPBR	Cross Border Privacy Rules	越境プライバシール ール
CCPCJ	Commission on Crime Prevention and Criminal Justice	犯罪防止刑事司法委 員会
CFSP	Common Foreign and Security Policy (EU)	共通外交安全保障政 策(EU)
CFTC	Commodity Futures Trading Commission (United States)	商品先物取引委員会 (米国)
CIA	Central Intelligence Agency (United States)	中央情報局(米国)
COB	Commission des opérations de bourse (France)	証券監督当局(フラ ンス)
COE	Council of Europe	欧州評議会
CRS	Common Reporting Standard	共通報告基準
CSR	Corporate Social Responsibility	企業の社会的責任
CTC	Counter-Terrorism Committee	反テロリズム委員会
DDTC	Directorate of Defense Trade Controls (United States)	防衛貿易規制部(米 国)
DEA	Drug Enforcement Administration (Unit- ed States)	麻薬取締局(米国)
DHS	Department of Homeland Security (United	国土安全保障省(米

	States)	国)
DNB	De Nederlandsche Bank	オランダ中央銀行
DOJ	Department of Justice (United States)	司法省 (米国)
DPA	deferred prosecution agreement	訴追延期合意
EAR	Export Administration Regulations	輸出管理規則
EC	European Community	欧州共同体
ECCM	East Caribbean Common Market	東カリブ共通市場
ECJ	European Court of Justice	欧州司法裁判所
ECOSOC	United Nations Economic and Social Council	国際連合経済社会理事會
EEC	European Economic Community	欧州経済共同体
EEW	European Evidence Warrant	欧州証拠令状
EUROJUST	European Judicial Co-operation Unit	欧州司法機構
EUROPOL	European Police Office	欧州刑事警察機構
FACTA	Foreign Account Tax Compliance Act (United States)	外国口座税務コンプライアンス法 (米国)
FATF	Financial Action Task Force	金融活動作業部會
FBI	Federal Bureau of Investigation (United States)	連邦捜査局 (米国)
FCC	Federal Communications Commission (United States)	連邦通信委員會 (米国)
FFI	foreign financial institution	外国金融機関
FinCEN	Financial Crimes Enforcement Network	金融犯罪執行ネットワーク
FINMA	Swiss Financial Market Supervisory Authority	スイス連邦金融市場監督機構
FISA	Foreign Intelligence Surveillance Act (United States)	外国情報諜報法 (米国)
FIU	Financial Intelligence Units	金融情報部門
FOIA	Freedom of Information Act (United States)	情報自由法 (米国)
FSA	Financial Services Agency (United Kingdom)	金融庁 (英国)
FSAP	Financial Sector Assessment Program	金融セクター評価プログラム

FSB	Financial Stability Board	金融安定理事会
FSF	Financial Stability Forum	金融安定化フォーラム
FTC	Federal Trade Commission (United States)	連邦取引委員会 (米国)
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税及び貿易に関する一般協定
HSPD	Homeland Security Presidential Directive (United States)	国土安全保障大統領令 (米国)
IAIS	International Association of Insurance Supervisors	保険監督者国際機構
IATA	International Air Transport Association	国際航空運送協会
ICC	International Chamber of Commerce	国際商業会議所
IC/DV	Import Certificate/Delivery Verification	輸入証明・通関証明方式
ICE	Intercontinental Exchange	インターコンチネンタル取引所
ICJ	International Court of Justice	国際司法裁判所
ICPO	International Criminal Police Organization	国際刑事警察機構
ICT	information and communication technology	情報通信技術
ILA	International Law Association	国際法協会
ILC	International Law Commission	国際法委員会
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
INTERPOL	International Criminal Police Organization	国際刑事警察機構
IOSCO	International Organization of Securities Commissions	証券監督者国際機構
IP	internet protocol	インターネット・プロトコル
IRS	Internal Revenue Service (United States)	歳入庁 (米国)
ITO	International Trade Organization	国際貿易機関
JIT	joint investigation team	共同捜査チーム
LIFFE	London International Financial Futures and Options Exchange	ロンドン国際金融先物取引所

MLAT	Mutual Legal Assistance Treaty	共助条約（刑事共助条約）
NCCT	Non-Cooperative Countries and Territories	非協力的国または地域
NPA	non prosecution agreement	非訴追合意
NSA	National Security Agency (United States)	国家安全保障局（米国）
NYSE	New York Stock Exchange	ニューヨーク証券取引所
OCC	Office of the Comptroller of the Currency (United States)	通貨監督庁（米国）
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OFAC	Office of Foreign Assets Control (United States)	外国資産管理室（米国）
OIA	Office of International Affairs (United States Department of Justice)	司法省刑事局国際室（米国司法省）
PCSC Agreement	Agreement on Preventing and Combating Serious Crime	重大犯罪防止対処協定
PNR	passenger name record	乗客情報記録
QI	Qualified Intermediary (United States)	適格仲介業者（米国）
RICO Act	Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act (United States)	威力脅迫および腐敗組織法（米国）
RIPA	Regulation of Investigatory Powers Act (United Kingdom)	捜査権限規制法（英国）
SADC	Southern African Development Community	南部アフリカ開発共同体
SDN	Specially Designated Nationals (United States)	特別指定国籍者（米国）
SEC	Securities and Exchange Commission (United States)	証券取引委員会（米国）
SFBC	Swiss Federal Banking Commission	連邦銀行委員会
SFO	Serious Fraud Office (United Kingdom)	重大不正捜査局（英国）
SOX Act	Sarbanes Oxley Act (Public Company	上場企業会計改革お

	Accounting Reform and Investor Protection Act) (United States)	よび投資家保護法 (米国)
SWIFT	Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication	国際銀行間通信協会
TFTP	Terrorist Finance Tracking Program (United States)	テロ資金追跡プログラム (米国)
TIEA	Tax Information Exchange Agreements	租税情報交換条約
TOP	Takeover Panel (United Kingdom)	テイクオーバーパネル (英国)
UNDOC	United Nations Office on Drugs and Crime	国際連合薬物犯罪事務所
WCO	World Customs Organization	世界関税機構
WISA	West Indies Associated States Council	西インド国家連合理事会
WTO	World Trade Organization	世界貿易機構

条約・法令・判例出典略称一覧

- AS Amtliche Sammlung der Bundesgesetze und Verordnungen der schweizerischen Eidgenossenschaft (Switzerland)
- A. C. Appeal Cases (United Kingdom)
- All E. R. All England Law Reports (United Kingdom)
- BGBI Bundesgesetzblatt (Austria, Germany)
- BOE Diario oficial Boletín Oficial del Estado (Spain)
- CETS Council of Europe Treaty Series (Council of Europe)
- C. F. R. Code of Federal Regulations (United States)
- CTS Clive Parry (ed.), *The Consolidated Treaty Series* (Oceana Publications, 1969-1981)
- ECR European Court Reports
- ETS European Treaty Series (Council of Europe)
- ICJ Report International Court of Justice Report
- JO Journal officiel de la République française (France)
- KAV Hein's KAV Series
- LNTS League of Nations, Treaty Series
- NRG Martens Georg Friedrich von Martens (ed.), *Nouveau recueil général de traités* (Dieterich, 1843-1875; 2e sér, 1826-1910; 3e sér, 1908-1926).
- OJ Official Journal (European Union)
- Pub. L. Public Law (United States)
- S. C. R. Supreme Court Reports (Canada)
- Stat. Statutes at Large (United States)
- Stb. Staatblad van het Koninkrijk der Nederlanden (Netherlands)
- TIAS Treaties and Other International Acts Series (United States)
- UNTS United Nations, Treaty Series
- U. S. C. United States Code (United States)
- UST United States Treaties (and Other International Agreements) (United States)
- WLR Weekly Law Reports (United Kingdom)

序論 越境犯罪と国際法

序章 越境犯罪規制の三分類

はじめに

本書が主題とする「越境犯罪」(transnational crime)とは、犯罪の構成要件が複数の国で生じた犯罪、あるいは構成要件の全てが一国内で生じているがその効果が他の国に及ぶ犯罪であって、その対処のために国際的な規制が必要とされるものを指す¹⁾。また「越境刑法」とは越境犯罪を規律する法規範である。越境刑法の根拠は専ら各国の国内法にある。

越境犯罪に関する情報や証拠が他国領域内にあるとき、その犯罪の発生を防止しようとする国、あるいは、犯罪実行後に行為者を訴追しようとする国は、国際法上、いかなる手段を用いてその情報や証拠を入手することができるだろうか。

これについて国際法学において提示されてきた説明は、次のように要約できるだろう。各国内の犯罪については国際法上の実体的な刑事管轄権が及ぶことは原則としてなく、国際法上の争点となるのは、主に、証拠の収集や被疑者の身柄の拘束を含めた手続的な側面においてである。そして、国家は他国の同意を得ないで執行管轄権を当該他国の領域内で行使することはできないのであるから、事件について管轄を有する国が自国で刑事手続を遂行するために情報や証拠を入手したい場合は、証拠が所在する国の共助 (mutual assistance) を得ることになる。共助を義務付ける条約に基づいて、あるいは、要請された国の任意の協力を得て、情報や証拠が得られる場合もあるし、そのような条約がなく、かつ、要請された国の協力を得ることができずに、それらを得られない場合もある。

しかし、今日の越境犯罪の規制の実態はこのような単純な説明を許さない。

1) 「越境犯罪」の定義については本章第1節で詳述する。

そもそも越境犯罪の多くは、多国籍企業や組織的犯罪集団といった団体によって、継続的、反復的に実行されており、上記の説明が想定しているような単発的な自然犯とは社会的含意を異にする。そして本書を通して検討するように、このような犯罪の実態に対応するために、国家は他国領域に所在する情報や証拠の入手を可能にするための仕組みを多岐に渡り編み出している。

このような越境犯罪の規制の妥当性を、規制の対象となる私人、すなわち個人及び法人の権利との関係において、国際秩序にどのように位置付けるかという問題は、2001年の同時多発テロ事件や2008年の金融危機を契機にして、刑事事項に関する国家間協力が緊密化する中で、一層重要性を増している。

従来の共助においては、各国国内法の相違をそのままにして可能な部分について協力をを行う合意がなされてきた。しかし越境犯罪に対処するに当たっては、既存の刑法の改正や新たな立法を通じて各国間の実体法の齟齬を解消する動きが見られる。そのような国内法の整備は、国際法上の義務の履行としてなされる場合もあるが、大半は、国際状況の変化に応じて各国が自らの判断で行うものである。

また、従来の共助においては、証拠が所在する国において裁判所や司法当局が司法審査を行うことが二国間条約上定められており、その手続に従ったことをもって、得られた証拠の適法性や証拠能力が担保されていた。しかし、越境犯罪に対処するために形成された新たな共助においては、そのような手続が省略されていることが少なくない。

さらに、越境犯罪については、訴追を行う国が、外国に所在する法人に対して、親子会社の連結に基づくなどして、文書や情報の提出を命じることが少なくない。そのような情報ないし証拠を必要とする国がその収集のために領域国の同意を得ずに行う、一方的法執行が、過剰な管轄権の行使であると当該外国が評価した場合、その国は外交上の抗議をしたり対抗立法をしたりすることによってそれを阻止することができる。しかし、近年ではそのような否定的な反応は減少しており、金融市場の統合の動きを背景にして、逆に当該外国がそのような法執行に協力する動きが顕著である。

このような外国との共助や外国当局による法執行協力は、規制の対象となる私人の権利を制約することになる。そして越境犯罪の規制はあくまで国家間の手続としてのみ性格付けられており、そのような制約に対して私人が法的な異

議申立を行う余地は極めて限られている。これに対して、越境犯罪の規制が深化し、私人の地位がより広範に影響を受けるにつれて、それが公平な裁判を受ける権利、プライバシーや秘匿特権などを過度に制約するものであるという議論が展開されるようになっており、各国内で訴訟が提起される動きが見受けられる²⁾。

本書はこのことに着目して、越境犯罪の国際的規制における私人の権利が適正に保障されているかを検討する。越境犯罪の国際的規制を通じて行われる証拠や情報の収集が、個人や法人が期待している領域国による権利保障を不当に制約していないだろうか。共助が他国刑法の実施を担うものであることから、いかなる範囲でそれが許容されるべきであるかについては議論の蓄積があるが、越境犯罪の国際的規制はその議論の流れにどのように位置付けられるべきか。本書は、これらの問いに答えるために、越境犯罪の捜査における国家の執行管轄権の限界と、国家間協力を定める合意の下での国家の権利義務の内実を実証することによって、冒頭で掲げた、共助に関する国際法学の理解を検討し直し、個別の越境犯罪の国際的規制の法構造を明らかにすること、そして、諸規制の具体的特徴に着目しながら、それぞれの犯罪規制における私人の権利保障の意義と限界を明らかにすることを目的とする。

第1節 本研究の課題

本節では、本書の課題を明らかにするために、越境犯罪という概念を用いる意義は何かを整理し（第1項）、越境犯罪の基本類型について整理を行う（第2項）。その上で、越境犯罪の捜査を巡る議論が、今日の国際法秩序において提示している課題を示す（第3項）。

第1項 越境犯罪の意義と特徴

1. 先行研究における「越境犯罪」の意義と限界

ある行為が複数の管轄域の刑法に触れる事象は新しいものではない³⁾。これ

2) 詳細は本書を通じて検討するが、本章第1節第3項と序論第3章も参照。

3) 抵触法の起源は遅くとも13世紀に遡ることができ、それが国際刑法の議論にも影響を与えている。Henri Donnedieu de Vabres, *Introduction à l'étude du droit pénal international: essai d'histoire et de critique sur la compétence criminelle dans les rapports avec l'étranger* (Sirey, 1922) 102. 詳細は、序論第1

に対して「越境犯罪」は1970年代になって用いられるようになった概念である。本項では、本書の問題意識を特定するために、この概念がなぜ新たに必要になったのかを、越境犯罪の根拠となる国内刑法の内在的な論理に従って明らかにする。もとよりそれはそれぞれの犯罪について具体的に検討する必要があり、それは本書の目的でもあるが、ここではその共通する部分を示す。

「越境犯罪」の意義に関する最初の手掛かりは「越境性」という概念にある。その意義は、法の越境性について先駆けて議論を展開したジェサップ (Philip C. Jessup) の1956年の著作において示されている⁴⁾。ジェサップは、国際法理論が国家のみを国際社会の規律法の主体とすることによって、現実が生じている個人、企業、国際組織が関与する「越境的な局面」を把握しきれないことを批判して、「多様な国家の限界を越える人間関係」についての法を理論化する必要性を唱え⁵⁾、「国境を越える行為あるいは事象を規律する全ての法を包含する」法として「越境法」を概念化した⁶⁾。そして、越境法には国際公法と国際私法が含まれるが、そのいずれにも当てはまらない法規則も含まれることを示した⁷⁾。このように、「越境的」(transnational) という形容詞は、その初期においては、国際法を国家間法としてのみ把握することの限界を克服するために用いられた⁸⁾。またこの視点は、マクドゥーガル (Myres S. McDougal) らや⁹⁾、時期は下るがフリードマン (Wolfgang Friedmann) によっても支持された¹⁰⁾。しかしその後も国際法学の主たる方法論は一貫して国家中心主義的 (state-centric) であり、ジェサップらの理論はその潮流を変えるには至らなかった。

章参照。

4) Philip Caryl Jessup, *Transnational Law* (Yale University Press, 1956) 1. なお、ジェサップは既に1948年の著作において国家中心主義の限界を指摘していた。Philip Caryl Jessup, *A Modern Law of Nations: An Introduction* (Macmillan Company, 1948) 16.

5) Jessup, *Transnational Law*, 7.

6) *Ibid.*

7) *Ibid.*, 2.

8) アーミテージ (David Armitage) によれば、初めて“transnational”という言葉が用いられたのは、1862年、ライプツィヒの言語学者クルティウス (Georg Curtius) が国境を越える言語の拡大を論じた際であったという。その後も、民族の多様性や国際的な経済状況を論じる上で、この言葉が用いられてきた。しかしこれが人文科学の専門用語として定着するようになったのは、20世紀後半になってからであったとアーミテージは評価している。David Armitage, *Foundations of Modern International Thought* (Cambridge University Press, 2013) 44.

9) Myres S. McDougal, “International Law, Power, and Policy: A Contemporary Conception,” *Recueil des Cours* 82 (1953) 133.

10) Wolfgang Friedmann, *The Changing Structure of International Law* (1964) 60も参照。

「越境犯罪」という語が公的文書の中で初めて用いられたのは、1975年の国連犯罪防止・刑事司法部会の第5回会合である¹¹⁾。そこでは、この語は「国境を越え、複数の国の法に違反している、もしくは、他国に影響をもたらしている犯罪現象」として定義された¹²⁾。ここでいう「越境犯罪」は、主に国際関係論の見地から、先進国の社会問題を引き起こしたり安全保障上の脅威を与えたりする現象として分析の対象となり¹³⁾、国内法や比較刑法学の領域において、研究が進められてきた。

それらの「越境犯罪」研究における「越境的」という語の意義は、ジェサップの理論と重複はしているが一致はしていない。国連犯罪防止・刑事司法部会で採用された定義は、その検討作業に関わったミュラー (Gerhard O. W. Mueller) 自身が述べているように、法的なものではなく犯罪学上のものである¹⁴⁾。

このような定義の仕方は、法的評価を含まない越境的な「事象」に関する理論化が、1970年代以降、米国の研究者を中心とした国際関係論の領域において主導されたことと関連する¹⁵⁾。国際関係論において「越境性」に関する先駆的な研究を著したコヘイン (Robert Keohane) とナイ (Joseph Nye) は、1960年代後半以降、米国と英国に端を発した規制緩和を社会的背景とした経済のグローバル化に着目し、少なくとも一方当事者が国家主体ではない場合の主体間の関係が、国家間関係と同様に重要になっていることを指摘している¹⁶⁾。

11) Neil Boister, *An Introduction to Transnational Criminal Law* (Oxford University Press, 2012) 4 参照。

12) Department of Economic and Social Affairs, Fifth United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, report prepared by the Secretariat (United Nations, 1976), A/CONF./56/10. No. E. 76. IV. 2. 1975年報告書では、商業犯罪、組織犯罪、ホワイトカラー犯罪、腐敗、美術品その他の文化財が関与する犯罪、酒類ないし薬物の乱用を伴う犯罪、越境的ないし国際的に重大な暴力を伴う犯罪、移民、自然災害、武力紛争からの避難に伴う犯罪が、越境犯罪として掲げられている。

13) Peter Lupsha, "Transnational Organized Crime versus the Nation-State," *Transnational Organized Crime* 2 (1996) 21; Alex P. Schmid, "The Links between Transnational Organized Crime and Terrorist Crimes," *Transnational Organized Crime* 2 (1996) 40; David O. Friedrichs, "Transnational Crime and Global Criminology: Definitional, Typological, and Contextual Conundrums," *Social Justice* 34 (2007) 4; R. M. Mackenzie Simon, "Transnational Crime, Local Denial," *Social Justice* 34 (2007) 111; Pickering Sharon, "Transnational Crime and Refugee Protection," *Social Justice* 34 (2007) 47; Margaret E. Bear, *Encyclopedia of Transnational Crime and Justice* (Sage, 2012); Michael G. Findley, Daniel L. Nielson, and Jason Campbell Sharman, *Global Shell Games: Experiments in Transnational Relations, Crime, and Terrorism* (Cambridge University Press, 2014) 5.

14) Gerhard O. Mueller, "Transnational Crime: Definitions and Concepts," in Phil Williams, Dimitri Vlassis (eds.), *Combating Transnational Crime: Concepts, Activities and Responses* (Frank Cass, 2001) 13.

15) この指摘について、Boister, *An Introduction to Transnational Criminal Law*, 3.

16) Robert O. Keohane and Joseph S. Nye, *Transnational Relations and World Politics* (Harvard

そのような研究の影響を受けて、この時期の越境犯罪に関する研究は、「越境犯罪」を「人、金、モノ」が国境を越えて移動することによって引き起こされる諸犯罪として捉えている。1995年、国連では越境犯罪の具体的な類型として、18のカテゴリを特定したが¹⁷⁾、そこでも「越境犯罪」は国境を越えて行われる「刑事的現象」を把握するための、刑事司法上の概念として位置付けられている¹⁸⁾。

しかし、このように犯罪事象に着目して、演繹的に具体的な犯罪を特定しようとするものの問題性は、論者によって必然的にその範囲に相違が出てくることにある。越境犯罪を主題とする法学の先行研究の中には、「越境犯罪」研究と題しながらも、体系的な分析を行うのには至らないままに、組織犯罪やテロ犯罪といった特定の犯罪のみを扱っているものも少なくない¹⁹⁾。

また、「越境犯罪」を、その行為が複数の法制に抵触する犯罪を指す概念として用いているものも見受けられる²⁰⁾。しかし、そのように越境犯罪を定義しようとする、なぜ越境犯罪という新しい概念を立てる必要があるのかという、最初の問いに答えられなくなる。例えば殺人や詐欺などの自然犯が1回のみ行われる事案では、構成要件が複数の国で発生するにしても、関係国が国内犯罪として個別に対処すれば足りるのであり、そのような場合にまで、新たな仕組みを構想する必要はない。これまでの先行研究はこの問いに応える形で「越境犯罪」を定義していない。

さらに従来の研究は、越境刑法の国際的規制において、一方的法執行と共助が密接に連動しているという法的状況を、実証の対象として把握していない。

University Press, 1972) 13.

17) また、United Nations, Fourth UN Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems, UN Doc A/CONF.169/15/Add.1, April 4, 1995, para. 9. 具体的な類型として(1)資金洗浄、(2)違法な薬物取引、(3)腐敗、(4)組織犯罪集団による合法的な商取引への浸透、(5)倒産詐欺、(6)保険詐欺、(7)電子計算機犯罪、(8)知的財産罪、(9)違法な武器取引、(10)テロ活動、(11)航空機の不法奪取、(12)海賊、(13)陸上における交通手段の不法な奪取、(14)人身売買、(15)人体の売買、(16)美術品・文化物の窃盗、(17)環境犯罪、(18)組織的犯罪集団によって行われるその他の犯罪が掲げられている。

18) Mueller, "Transnational Crime: Definitions and Concepts," 14.

19) Boister, *An Introduction to Transnational Criminal Law*; Neil Boister, "Transnational Criminal Law?," *European Journal of International Law* 14 (2003) 953; Tom Obokata, *Transnational Organised Crime in International Law* (Hart Publisher, 2010).

20) Peter Andreas and Ethan A. Nadelmann, *Policing the Globe: Criminalization and Crime Control in International Relations* (Oxford University Press, 2006) 7; Ethan Nadelmann, *The International Drug Problem and U. S. Government Policies*, Harvard University Working Paper (1987); Friedrichs, "Transnational Crime and Global Criminology," 5.

越境犯罪の規制について国際法と国内法がどのように連動しているかについては、それが「越境法」の本質であるにもかかわらず、系統だった説明を与える試みは殆どなされていない²¹⁾。

2. 本書における「越境犯罪」の定義

このように、従来の研究においては、越境犯罪についての説得的な定義付けがなされてこなかった。これに対して本書では、ジェサップの「越境法」概念に立ち戻り、国際法上の犯罪ではないが、恒常的かつ定型的な国際的規制を必要とする犯罪群として、越境犯罪を捉えることにしたい。すなわち、「越境犯罪」はその処罰の根拠は国内法にありながらも、国家間法に立ち戻らないと把握できない犯罪群として理解される。

なお、本書は「国際的規制」という表現を、複数国間の規制という意味で用いている。国際法学では、「国際的規制の必要性」の有無は、普遍的ないし一般的妥当性を有する「国際的関心事項」に当てはまるかという問いに置き換えられて検討されることが少なくない。しかし越境犯罪の大半はそれには該当しない。また、本書は主に越境犯罪に関する刑事共助に焦点を当てるけれども、その前提となっている実体刑法の整備や犯罪の防止対策も視野に入れる。それらの実体面と手続面の双方を包括的に把握する意味で「規制」という語を用いている。

国際的規制が必要とされる具体的な理由は、それぞれの犯罪によって異なる。しかし共通しているのは、それらの犯罪がグローバル化、すなわち、複数の領域間の人、モノ、資本の相互の結びつきが著しく強化されていることを利用して行われていることである。それらの犯罪は、領域に拘束されず、組織的に、かつ反復、継続的に行われることになるために、個別的な対応では足りず、国際的規制が必要になるのである。越境犯罪を取り巻く環境が「19世紀の国際刑事法」が想定しているような、単発の自然犯に複数国が関与している状況とは異なる所以である。

21) Boister, *An Introduction to Transnational Criminal Law*; Obokata, *Transnational Organised Crime in International Law* 参照。

3. 越境犯罪と特別刑法との繋がり

国内法の側から見たとき、そのような規制を必要とする犯罪が特別刑法上の犯罪であることを指摘するのは難しくない²²⁾。越境犯罪の代表的なカテゴリである、金融犯罪、企業犯罪、組織犯罪、テロ犯罪はいずれもそうである。

越境犯罪と特別刑法の結びつきは、偶然ではない。越境犯罪の主要な部分を占める経済犯罪の国内法上の根拠は、1970年代に行われた金融の自由化や、多国籍企業の増加などを背景にして設けられた規制法であることが多い。このような規制法の新しい流れは、1970年代に先進国政府が導入した新自由主義(neoliberalism)を背景にしている。

新自由主義とは、国家による経済社会への規制を和らげ、市場競争と資産の私有化を強固に保障し、産業部門や国を越えた資本の移動を進めることで経済の発展を期待する思想であると、ここでは理解しておく²³⁾。ここで取られる規制緩和は、租税政策、補助金政策、通貨管理といった、企業活動に対する相対的な優遇措置を通じて行われ、それが国境を越える商業活動の障壁を取り除く効果を伴ったため、グローバル化を促進する主な要因になった²⁴⁾。他方で、経済活動が規範から逸脱して行われたときに国家は事後的にその規制に乗り出すことになる。その事後規制のために設けられたのが越境刑法の根拠となる特別刑法である²⁵⁾。経済規制はそれまで刑罰を伴わないものも少なくなかったが、規制を強化するために刑罰が導入されたのである。

ドイツのティーデマン(Klaus Tiedemann)が指摘しているように、各国内の刑法学において経済刑法という領域が必要とされたのは、行為が個人的な利益

22) 本書で扱う越境犯罪を刑法典に追加する立法例も少なくないが、ここで的一般刑法と特別刑法の区分は、便宜的に日本のものに依拠している。すなわち、日本刑法(明治40年4月24日法律第45号)以外の刑罰法規を特別刑法として捉えている。

23) David Harvey, *A Brief History of Neoliberalism* (Oxford University Press, 2005) 3.

24) Howell E. Jackson, *Regulation of Financial Institutions* (West Group, 1999) 117 参照。

25) Nikos Passas, "Global Anomie, Dysnomie, and Economic Crime: Hidden Consequences of Neoliberalism and Globalization in Russia and Around the World," *Social Justice* 27 (2000) 16, 21; Ulrich Beck, "Risk Society Revisited: Theory, Politics and Research Programmes," in *The Risk Society and Beyond: Critical Issues for Social Theory*, ed. Barbara Adam, Ulrich Beck, Joost van Loon (Sage, 2000). 日本でも1996年から2001年にかけて実施された金融改革制度(金融ビッグバン)が経済刑法を整備する契機となった。斉藤豊治「新自由主義と経済刑法——事前規制の緩和と事後規制の拡充・強化」斉藤豊治ほか編『神山敏雄先生古稀祝賀論文集(第2巻)経済刑法』(成文堂, 2006) 1頁, 生田勝義『人間の安全と刑法』(法律文化社, 2010) 34頁。刑事的制裁を経済規制に導入することの意義については、佐伯仁志『制裁論』(有斐閣, 2009) 287頁も参照。

にだけではなく、経済生活の社会的利益、あるいは、個人的利益に還元されない利益の侵害に向けられている犯罪を把握する必要があったからである²⁶⁾。しかし、一部の先進国においてのみ制定されているこれらの経済刑法は、国際社会における国家間の規制の間隙を生み出し、それがさらに法に反する経済活動を生み出すことになる。パサース (Nikos Passas) が1999年の論文において指摘しているように、犯罪者らは「経済的、政治的、法的、そして文化的な非対称性」がもたらす犯罪を誘発する可能性を活用して、あるいは、自らそのような非対称性を新たに創り出すことによって、法を逸脱した経済活動を行うのである²⁷⁾。

組織犯罪やテロ犯罪の構成要件は、経済犯罪とは異なり、自然犯の構成要件と重複しており、これらの犯罪を一般刑法に定めている国内法も多い。しかし、組織犯罪は犯罪実行の組織性を、テロ犯罪は犯罪目的の政治性や暴力の対象の無差別性を、加重的可罰性の根拠にしているものであり、殺人や傷害とは区別されて理解されている。これらも国境を越えた人の移動が容易になったことを背景にして、その質、規模共に拡大していることには異論はない。

個別具体的な犯罪の特徴については章を改めて論じるが、越境犯罪がグローバル化の副産物であること、及び、それが従来の刑事共助に関する理解が想定していた事案とは質的に異なることが、本書の議論の起点となる。

第2項 越境犯罪規制の基本類型

1. 越境犯罪に関する共助の意義

(1) 共助の意義

本書では、それぞれの越境犯罪に関する情報交換あるいは証拠収集に関する国際協力に焦点を当てて、その特徴を検討していく。そこでその前提として「共助」(mutual cooperation)の意義を確認しておく²⁸⁾。

26) Klaus Tiedemann, *Wirtschaftsstrafrecht: Besonderer Teil mit wichtigen Rechtstexten* (München: Franz Vahlen, 2011) 20. 芝原も、経済刑法の保護法益は、取引の公正の確保や社会の信用制度・経済秩序といった、一定の取引の公正や取引制度あるいは秩序の維持という制度面からの法益と、取引に関する消費者、預金者、投資家等の財産的利益の保護という個人的な法益が、一つの犯罪類型について、重量的に存在する構造になっていることを指摘する。芝原邦爾『経済刑法研究(上)』(有斐閣, 2005) 1頁。

27) Nikos Passas, "Globalization, Criminogenic Asymmetries, and Economic Crime," *European Journal of Law Reform* 1 (1999) 399.

「共助」は多義的な語であるが、本書では広義における共助を「刑事司法協力」として、狭義の「刑事共助」とは区別して用いる。すなわち「刑事司法協力」とは、国家機関の間で行う、刑事的事項の法律上の手続における様々な相互援助をいう。その方式は多岐に渡る。具体的には、犯罪人引渡が重要な地位を占めてきたが、他にも刑事手続の移管や受刑者の移送などが含まれる。それに対して、本書が主題とする「刑事共助」は、情報と証拠の取得に関する国家間協力を指す²⁹⁾。本書では、証拠物の引渡だけではなく、犯罪が検知されていない段階での情報の提供や、公判で用いるわけではない情報の提供も、刑事共助の一部として把握する。

刑事共助の最も重要な意義は、それが、共助条約の一方当事国が、他方当事国の国内法上の強制措置を要請することを可能にすること、言い換えれば、共助の当事国の要請が相手国内における執行可能性(enforceability)を有することである。

これに対して、犯罪捜査に際して警察機関間においても情報交換がなされることがある。そのような協力は、国際刑事警察機構(ICPO)、欧州警察機構(EUROPOL)、世界関税機構(WCO)のような、主に加盟国間の情報交換を促進する役割を担う組織を通じて行われることも多い³⁰⁾。例えば、ICPOは被疑者の指紋やDNA情報、盗難された車両、美術品、旅券等についての情報を共有するためのデータベースを設けており、捜査の初期段階において頻用されている。しかし、これらの組織の加盟国は、他の加盟国に対して強制措置の要請をすることはできず、強制措置を要請する場合には、他の条約手段等に依拠し

28) 「共助」に関して、英語ではjudicial cooperationとmutual legal assistanceが相互交換的に用いられている。日本語ではmutual legal assistanceの訳語として「司法共助」「相互援助」の語が用いられることもある。「共助条約」の英語名称も1つではなく、Judicial Cooperation Treaty/Agreementと呼ばれることもあれば、Mutual Legal Assistance Treaty (MLAT)と呼ばれることもある。用語の選択においては、中内康夫「欧州27カ国への刑事共助ネットワークの拡大」『立法と調査』303号(2010)18頁を参照した。

29) 「刑事共助」とは、より具体的には外国の刑事事件の捜査、追討等に必要証拠(例えば、証言、供述、物件等)が自国にある場合に、当該外国の要請により、当該外国の捜査当局に代わってこれらの証拠を取得し、提供することなど、刑事分野における国家間の協力のことを指す。また、「共助」は、それに関与する国内機関に応じて、行政当局間で行われる「行政共助」、捜査機関で行われる「捜査共助」、司法手続を経由して行われる狭義の「司法共助」に分かれる。

30) ICPO (INTERPOL)は1923年に設立された、警察間の協力機構であり、WCOは1953年に設立された、関税当局間の協力機構である。William C. Gilmore, "Introduction," in William C. Gilmore (ed.), *Mutual Assistance in Criminal and Business Regulatory Matters* (Cambridge University Press, 1995), xiv; Els De Busser, *Data Protection in EU and US Criminal Cooperation* (2009) 303参照。

なくてはならない。言い換えれば、これらの仕組は、共助のための法的枠組の基礎を提供するものではなく、既に形成された制度を実施する役割を果たすものである³¹⁾。本書ではこれらの仕組を独立した検討対象とすることはしない。

(2) 越境犯罪に関する共助の種類

刑事共助の主たる制度として、19世紀以来依拠されてきた嘱託 (letters rogatory, 嘱託状による共助) がある。嘱託は基本的に証拠が所在する国の裁判所ないし司法当局にその取得を依頼するという制度である。

これに対して、越境犯罪に関する証拠の取得や情報収集を実現するための制度は、実務上の便宜を重視して、犯罪の特質や関係国の社会状況に応じて形成されてきた経緯があり、域外に所在する証拠の取得や情報収集を行うための主要な手段である共助の枠組は多岐に渡る。その検討も本書を通じて行うことになるが、大まかには次のようにまとめることができる。

第1に、刑事共助を関係国に義務付ける合意、ないし、その犯罪についての協力を促す共助条約がある。この類の合意は、冷戦終結後に越境犯罪全般について量的に増加した。

具体的には、まず、犯罪の規律に関する基準の統一は行わないままに、二国間で国内法の執行を調整して共助を行う二国間の刑事共助条約がある。「犯罪の規律に関する基準」とは、犯罪の構成要件、国内法における犯罪化の義務、共助の義務などに関する具体的規則の総体を指す。この種の条約は、嘱託を規定している場合もあるし、嘱託とは異なり、相手国の裁判所や司法当局の審査を経ずに、管轄当局の間で直接にやり取りすることを定めている場合もある。

次に、各国国内法に共通する犯罪を特定し、それらの犯罪について二国間で国内法の執行の調整を行うための多数国間条約に基づいて共助が行われる場合がある。そのような多国間条約の例として、1988年の麻薬新条約³²⁾、2000年の国際組織犯罪防止条約³³⁾、2003年の腐敗防止条約³⁴⁾が挙げられる。これら

31) John David McClean, *International Co-operation in Civil and Criminal Matters* (Oxford University Press, 2012) 149.

32) United Nations Convention Against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances, *adopted on* December 19, 1988, 1582 UNTS 95.

33) United Nations Convention against Transnational Organized Crime, *adopted on* November 15, 2000, 2225 UNTS 209.

34) United Nations Convention against Corruption, *adopted on* October 31, 2003, 2349 UNTS 41.

によって、各国国内法における犯罪の構成要件の標準化がなされ、司法共助の円滑化が図られている³⁵⁾。

さらに、犯罪の規律に関する基準の統一を国際法上行い、かつ、国内における刑法の執行を国際法上義務付けて、関係国に裁判権の設定と関係国との共助を義務付ける条約がある³⁶⁾。例として、1970年の航空機不法奪取防止条約を皮切りにして締結されるようになった一連のテロ関連条約が挙げられる。1970年代の初期の条約は、犯罪人引渡に主眼を置いており、共助については一般的な条項しか挿入されなかったが、冷戦終結後に締結された諸条約は情報や証拠の交換等についても詳細な規定を置く傾向にある。

第2に、刑事共助に特化することなく、情報交換などの一般的な共助を関係国に義務付ける合意であり、それを通じて得られた情報等が刑事手続に用いられることが予定されているものがある。具体例としては、競争法違反の罪、租税犯罪、証券犯罪について締結されている各国の法執行を共助するための協力合意が挙げられる。その権利義務の内実は個別の検討を要するが、19世紀以来刑事共助において依拠されてきた、双方可罰性の原則や特定性の原則が組み込まれていない点が共通する。例えば1988年の税務行政執行共助条約や、税務情報の交換を目的とした租税情報交換条約(TIEA)は特定の犯罪を目的にして行うものではなく、民事、刑事に限らず、包括的な情報交換を関係当事国に義務付けるものであることを明文で規定している³⁷⁾。

このような合意の実施は、日常的、定型的な情報交換が、経済協力を目的にして形成された金融規制当局間の「規制ネットワーク」(regulatory network)を通じて行われることがある³⁸⁾。具体的には、バーゼル銀行監督委員会

35) 中川淳司『経済規制の国際的調和』(有斐閣, 2008) 303, 350頁, McClean, *International Cooperation in Civil and Criminal Matters*, 249参照。

36) Cyrille Fijnaut, "Transnational Crime and the Role of the United Nations in its Containment through International Cooperation: a Challenge for the 21st Century," *European Journal of Crime Criminal Law and Criminal Justice* 8 (2000) 119; M. Cherif Bassiouni and Edward Martin Wise, "Aut Dedere Aut Judicare": *The Duty to Extradite Or Prosecute in International Law* (Martinus Nijhoff Publishers, 1995) 3.

37) 増井良啓「租税条約に基づく情報交換——オフショア銀行口座の課税情報を中心として」『金融研究』30巻4号(2011)253頁, 増井良啓「タックスヘイブンの租税情報交換条約(TIEA)」『税大ジャーナル』11号(2009)11頁。

38) このような条約に基づかない「ネットワーク」が形成されていることについては、第I部でも詳述するが, Kal Raustiala, "The Architecture of International Cooperation: Transgovernmental Networks and the Future of International Law," *Virginia Journal of International Law* 43 (2002) 1; Benedict

(BCBS)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、保険監督者国際機構 (IAIS) といった国際組織の勧告や指針に照らして、規制当局が元来国内法上持っている権限の範囲内で行う当局間協力が挙げられる。これらのネットワークを通じて得られた情報が、直接に刑事事件の証拠になることは実務上殆どないが、少なくともこれらのネットワークに基づいて得られた情報は犯罪の検知に資することになる³⁹⁾。

第3に、共助の手續に基づかずに証拠の取得や情報収集が行われることがある。とりわけ、越境犯罪は法人が関与することが少なくないが、法人に関しては法人連結を用いて情報が収集されることがある。さらに、国家が外国金融機関に対して、自国民の口座情報を提出させることも行われている⁴⁰⁾。

2. 越境犯罪規制の三分類

ここまで、国内法の側から越境犯罪に関する共助の特徴を概観してきたが、次に項を改めて、越境犯罪の規制と国際法との関わりを整理しておく。越境犯罪の捜査に関する国際協力は多岐に渡るが、国際法の関与の程度を基準にして、次の3つに分類することができる。

第1に、犯罪の規律に関する基準の統一がなされないままに、国家間で国内法の執行の調整がなされている犯罪群（「国際法が直接規律しない越境犯罪」）である。本書で扱う具体例としては、競争法、租税法、証券法、経済制裁法の違反に対する、刑事的制裁に関する共助がこれに該当する。このカテゴリに属する犯罪規制が国際法研究において正面から論じられる契機は殆どなかったが、この犯罪の規制が属する領域が広く重要な役割を果たしているのが、越境犯罪規制の特徴の一つである。

第2に、各国国内法に共通する犯罪を特定し、それについての国家間協力を義務付ける条約が成立している犯罪群（「国内法に共通する越境犯罪」）である。薬物犯罪、組織犯罪、外国公務員贈賄罪が、これに該当する。これらの犯罪は既存の国内法上既に犯罪化されているものであり、条約において、相手国から

Kingsbury, Nico Krisch, and Richard B Stewart, "The Emergence of Global Administrative Law," *Law and Contemporary Problems* (2005) 15; Benedict Kingsbury, "The Concept of 'Law' in Global Administrative Law," *European Journal of International Law* 20, no. 1 (2009) 参照。

39) 第1部第3章参照。

40) 序論第2章、第1部第4章参照。

要請があった場合に共助に応じる義務が課されている。外国公務員贈賄罪について顕著に見られるように、これらについて国内法制について国際機関の監査が入り、規制の厳格化が求められる場合もある。

第3に、犯罪の規律に関する基準の統一が国際法上なされており、かつ、それについての協力を義務付ける条約が成立している犯罪群（「国際法益を害する越境犯罪」）である。テロ犯罪、資金洗浄罪、テロ資金供与罪がこれに該当する。これらの犯罪は、それに対処することが、一国の利益に還元できないような国際的な利益を有しているという点において、他の2つとは異なる。

国際法の関与の仕方からは、越境犯罪はひとまずこのように分類できるが、国内法執行の調整のあり方は、犯罪によって、また国によって異なる部分が小さくない。第2、第3のカテゴリに属する犯罪の全てについて、一般条約で定められた義務を上回る規制が、一部の国家によって主導されている。また、国際法の関与の程度が弱い第1のカテゴリに属する犯罪の規制を通じて形成された当局間のネットワークが、第2、第3のカテゴリに属する犯罪の規制においても用いられている。それゆえ、これらのカテゴリを相互に独立したものとして捉えることが法運用の実態に即しているわけではないという限界は踏まえなくてはならない。

また、越境犯罪の規制を考察する上で欠かすことができないのは、本書で詳細に検討するように、国家は必ずしも共助のみによって自国刑法を実現しようとしているわけではないという点である。特に法人が関与する犯罪、組織犯罪、テロ犯罪については、領域国の同意を得ない外国における法執行が多様な形で行われている。

このような一方法執行 (unilateral law enforcement) の国際法上の妥当性は、管轄権の域外適用の問題として特に1950年代から80年代にかけて活発に議論され⁴¹⁾、学説上の論争は収束したとも言える。しかしそのような法執行の実行は、当時よりも精緻な形ではあるが、今日に至るまで継続して存在する。その議論が越境犯罪についての議論と結び付けられる契機は寡少であったが、そこでの物証の取得は刑事訴追のために行われることがあり、この問題は本書の関心からは避けて通ることができない。そして、一方法執行は、共助の仕組と、

41) 序論第2章参照。

必然ではないにせよ、密接に関連して行われている側面を有している。そこで、この関連性も包摂した分析を行うことが必要になる。

3. 「国際犯罪の三分類」と越境犯罪

越境犯罪についてのこの三分類と、日本の国際法学において広く受容されている、山本草二が提示した「国際犯罪の三分類」との関係とは次のように整理することができる。すなわち、山本草二は1991年の体系書である『国際刑事法』において、何らかの国際性を有する犯罪を、まず国内法準拠の犯罪と国際法準拠の犯罪に分けている⁴²⁾。前者は、普通犯罪が国際的な関連性を持ち、2つ以上の国の管轄権に触れることになるものであるが、実質的には国内法上の犯罪である「外国性をもつ犯罪」である⁴³⁾。これに対して、後者は、国際法に直接準拠して個人の刑事責任を問う「国際法違反の犯罪」と、国家が国際法上の義務を受容して制定した国内刑法の規定に準拠して個人の刑事責任を問う「諸国の共通利益を害する犯罪」に分けられる⁴⁴⁾（国際犯罪の分類については、バッシオニ (M. Cherif Bassiouni) の「直接的執行メカニズム」と「間接的執行メカニズム」もよく知られているが⁴⁵⁾、前者は山本の言う「国際法違反の犯罪」に、後者は「諸国の共通利益を害する犯罪」と「外国性をもつ犯罪」にひとまず対応すると考えられるので、ここでは山本の分類に従って整理を行う)。

本書が対象とする越境犯罪は「外国性をもつ犯罪」と「諸国の共通利益を害する犯罪」によって把握される犯罪群である。戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドといった「国際法違反の犯罪」の規制が、越境犯罪の規制、とりわけ組織犯罪や資金洗浄罪、テロ犯罪等のそれと関係していないわけではないが⁴⁶⁾、これらの犯罪群は本書の検討対象からは完全に外される。そして山本の分類に則れば、越境犯罪の上記三分類のうち、第1と第2のカテゴリが「外国性をもつ犯罪」と、第3のカテゴリが「諸国の共通利益を害する犯罪」とに重複する。

42) 山本草二『国際刑事法』(三省堂, 1991) 1頁。

43) Ibid. 4.

44) Ibid. 7.

45) M. Cherif Bassiouni, *Introduction to International Criminal Law* (Transnational Publishers, 2003) 18.

46) この指摘については、例えば Jordan L Paust et al., *International Criminal Law* (Carolina Academic Press, 2000) 19; Michael Wood, "Terrorism and the International Law on the Use of Force," in Ben Saul (ed.), *Research Handbook on International Law and Terrorism* (Edward Elgar, 2014) 195 参照。

ただし厳密には「外国性をもつ犯罪」と「諸国の共通利益を害する犯罪」との間には曖昧な領域が残っている。具体的には、犯罪の規律に関する基準の統一が国際法上なされているのかについて見解は分かれ得るが、少なくとも二国間で国内法の執行の調整がなされている犯罪（上記越境犯罪の三分類における第2類型）が、「外国性をもつ犯罪」と「諸国の共通利益を害する犯罪」のいずれに属するかは、国家間合意の内実に応じて異なり得る。

また、前述したように「外国性をもつ犯罪」の全てを越境犯罪に含める必要があるわけではない。例えば、山本の体系書で「外国性をもつ犯罪」の例として挙げられているような、自然犯に対して複数の国が管轄権を有する場合は、本書の（また多くの先行研究の）「越境犯罪」の例には含まれない。そこで、このような整理も一応のものに留めざるを得ない。

第3項 問題の所在

1. 刑事共助における「国家中心主義」

刑事共助についての実行が本格的に増加するのは19世紀であるが、その手続は一貫して「国家中心主義」的であり、関連する私人が自らの権利を申し立てる局面は極めて限られてきた。

すなわち、第1に、刑事共助においては、双方可罰性の原則や特定性の原則等、私人の地位に反射的な効果をもたらす原則が取り入れられることが多い。しかしこれらの原則は私人の権利を定めたものではないとされ、各国判例においても、学説においても、それらの原則を私人が援用して、共助を拒否するように要請を受けた国の裁判所に求める当事者適格は認められないという理解が広く受容されている⁴⁷⁾。また、それらの原則に違反して共助が行われた場合、被害国は違反国に対して国家責任を追及することはできる。しかし、その違反が共助の効力に影響を与えることは殆どない⁴⁸⁾。

47) Ian Brownlie, *Principles of Public International Law*, 6th ed. (Oxford University Press, 2003) 318; John Dugard and Christine van den Wyngaert, "Reconciling Extradition with Human Rights," *American Journal of International Law* 92 (1998) 187, 191.

48) Brownlie, *Principles of Public International Law*, 318. このことは例えば米国が締結した犯罪人引渡条約とそれに関する米国内の先例を網羅的に分析したハウレー (John Hawley) による1893年の研究の随所において既に指摘されている。John G. Hawley, *The Law and Practice of International Extradition between the United States and those Foreign Countries with Which It Has Treaties of Extradition* (Callaghan and Company, 1893) 35.

また、証拠や情報の収集が法人連結などを利用して一方的に行われる場合に、法執行国は、実務上、関連国の同意を得てからそれを行うことが多い。そして、関連国がそれに同意すれば、上記と同じ理由に基づき、私人がそれに対して自らが所在する領域国に対して異議を申し立てる余地は原則としてない。

第2に、確かに、共助手続を遂行する上では、被疑者の人権を保障する目的において国際人権法上の規律が及ぶ。しかし、共助そのものに条件を付けたり禁止したりするような制約は、実定法上極めて限定的にしか認められていない⁴⁹⁾。

具体例を挙げると、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）は、刑事手続において被告人が享受する一連の権利を定めているが、同規約は原則として単一管轄域における人権保障を国家に義務付けるものである⁵⁰⁾。複数の管轄域を跨いで行われる刑事手続において、いかなる範囲で同規約上の権利が援用可能であるかは議論の対象となっているが、その議論は収斂していない⁵¹⁾。また、仮にそのような援用ができるとして、共助において国際人権法の違反があった場合でも、それは証拠の排除等をもたらすに留まるのであり、要請国における刑事手続それ自体を否定する効果をもたらすことは極めて稀である⁵²⁾。

また共助手続は専ら検察側が利用する制度であり、被告人側が利用することは認められない。法制によっては、検察が入手した証拠の中に被告人側に有利なものがあればそれを用いることはできるが、その場合でも、入手するための手続を取るかは検察側が決定する。被告人が外国にある証拠を必要とする場合には、民事手続などに依拠する他はなく、それによって証拠が取得できるとは限らない⁵³⁾。

49) Albin Eser, "Basic Issues," in Edward Martin Wise (ed.), *Criminal Science* (1994) 3. 同趣旨の主張をするものとして、Dugard and van den Wyngaert, "Reconciling Extradition with Human Rights," 187; M. Cherif Bassiouni, "An Appraisal of the Growth and Developing Trends of International Criminal Law," *Revue Internationale de Droit Penal* 45 (1974) 405, 427.

50) International Covenant on Civil and Political Rights, December 16, 1966, 999 UNTS 171, Article 2 (1).

51) Eser, "Basic Issues," 3; Neil Boister, "Further Reflections on the Concept of Transnational Criminal Law," *Transnational Legal Theory* 6 (2015) 9.

52) 序論第2章で詳述する。

53) 序論第3章で詳述する。

2. 越境犯罪規制の正統性に関する議論

このような刑事共助の国家中心主義的な構成は、越境犯罪の規制においても維持されている。しかし、そこで行われる共助は質的に深化しており、従来の刑事共助に比して多岐に渡る私人の権利が制約されるようになってきている。そのため、越境犯罪規制の実施が冷戦終結後に本格化するにつれて、そのような実施が法に合致するのか、あるいは、違法ではないにせよ、正統と言えるのかが争われている。この点を巡って、例えば、銀行秘密法制を有する管轄域で、犯罪の具体的な容疑がないにも関わらず、要請国に対して租税目的で金融情報の開示ができるのか、銀行秘密法制を拒否事由の根拠としないとする共助協定が締結された場合に、協定締結前の金融情報の開示を拒否できるか、といった具体的な国内規則の解釈問題が提起されている。

このように、越境犯罪の国際的規制において最も先鋭な問題として表れているのが、越境犯罪への対処の必要性と、適正手続保障やプライバシー権といった私人の権利の対立である。

本書はこのことに着目して、越境犯罪の国際的規制における私人の権利が正統に維持されているかを問う。越境犯罪の規制のためになされる証拠や情報の収集が、個人や法人が期待している領域国による権利保障を不当に制約していないだろうか。刑事共助が他国刑法の実施を担うものであることから、いかなる範囲でそれが許容されるべきであるかについては各国内で議論の蓄積があるが、越境犯罪の規制に関する動向はその議論にどのような影響をもたらすだろうか。これらが本書を貫く問題関心である。

ここで実現されようとする「法」は、直接には個別具体的な国家の国内法であるが、国境を越えた法の適用と執行が、様々な形で国際社会のあり方に影響を与えていることを見逃すことはできない。国際法上、その法の実現が直接に問題となるのは、それが国際法の管轄権根拠を越えて行われる場合であり、本書でもその問題に紙幅を割くことになるが、その問題関心は管轄権の根拠に留まるものではない。仮に関係国が他国の捜査に同意したとしても、その中にいる個人と法人の権利は残るのであり、本書の最終的な問題関心はその権利の保障にある。

本書はこれらの視点に基づいて、私人の権利を制約する規則レベルの問題の実証を中心に行うが、同時に、ここまで述べたような、越境犯罪に対処する

ための正義と、個人の権利という原則の問題を視野に入れる。ドゥオーキン (Ronald Dworkin) が法実証主義への批判としていみじくも提示したように⁵⁴⁾、越境刑法においても、政策や、共同体の経済的、政治的、社会的性質を進展させるという目標のために設定される基準とは別に、正義、公平さ、あるいは道徳的な規準を考慮しなくてはならない。確かに越境刑法が守ろうとしている、公正な競争や市場の透明性の要請は、より広く受容されるようになってきているが、それらの法規制が個人と法人のプライバシーや経済活動の自由との関係で「行き過ぎ」てしまうことの懸念は根強い。しかも、そのような国内法規制が、特定の集団や外国企業を標的にしていると見受けられる場合には「公平さ」の要請が一層強調されることになる。

この原則相互の緊張関係は、ドンディウ・ドゥ・バーブル (Henri Donnedieu de Vabres) が1928年の体系書で示した、普遍的な平和への志向と自国の利益の確保という、国際刑事法がその歴史において常に内包していた対立を想起させる⁵⁵⁾。しかし、戦間期の国際刑法学者が示した国際平和の構想とは異なり、ここで問題になっているのは国際社会の平和と個別国家の利益との対立ではない。越境刑法が直面しているのは、グローバルな社会環境の適正と私人の地位との相剋なのである。

3. 越境犯罪規制における法の動態性

刑事共助の国家中心主義的構成は、国際法学における方法論に由来する。中央集権機構を欠く国際社会においては、分権化した権威 (authority) である国家意思によって法が作られていくという意味における実証主義が主流を占めてきた⁵⁶⁾。このことから、国際法における権利義務の直接的な主体はあくまで国家であり、個人は「間接の、あるいは潜在的な主体」であり、もしくは「国際法上の利益主体 (beneficiary)」に留まるという考え方が導かれることになる。

このような私人の地位の否定は、オッペンハイム (Lassa Oppenheim) におい

54) Ronald M Dworkin, "The Model of Rules," *The University of Chicago Law Review* 35 (1967) 14.

55) Henri Donnedieu de Vabres, *Les principes modernes du droit pénal international* (Librairie du Recueil Sirey, 1928) 10.

56) Ian Brownlie and James Crawford, *Brownlie's Principles of Public International Law* (Oxford University Press, 2012) 9; Malcolm N. Shaw, *International Law* (Cambridge University Press, 7th ed. 2014) 35.

て明示的に打ち出され、それが国際法学において支持されてきた。オッペンハイムは、1905年の国際法の体系書の中で、自然国際法を否定し、実定国際法のみが国際法であること、そして、諸国の法の権利義務主体は専ら国家のみであるということを示した⁵⁷⁾。「諸国の法」は国家間法なのだから、個人と国家との関係を規律することはない⁵⁸⁾。その代わり、「諸国の法」は、個人の所定の権利を保障する義務を課し、国家はそれぞれの国内法において、個人にその権利を付与する。これらの権利は国際的な権利ではなく国内法に由来する権利であり、その権利は国家が国内法上その権利を創り出さない限り存在しない⁵⁹⁾。条約が個人の権利を条約上の権利として保障しているという理解は「不正確以外の何物でもない」⁶⁰⁾。条約は、それらの権利を国内法上保障することを定めているのに過ぎない⁶¹⁾、というのがオッペンハイムの議論の要旨である。19世紀の国際法学に重要な影響を及ぼしたウェストレイク (John Westlake)⁶²⁾やホール (William E. Hall)⁶³⁾らも、同様に、私人が条約の履行について異議を申立てる余地はないと見なしていた。

この考え方を堅持する限りにおいて、本書の問題関心は浮き上がらない。それに基づくならば、国際法の主体は原則として国家のみであるから、越境刑法の実現に当たり、ある国の法執行が過剰であった場合、それは被害を受ける国の問題として処理されるのに留まるし、関係国がその法執行に同意した場合、それ以上に法的な問題が生じることはない。

しかし、国際法の基本的な性質に関する、このような国家中心主義的な理解に対しては、それが国際社会の現実を反映していないという反論が数多く提出されてきた。

そもそもオッペンハイムが依拠している、法を規則体系としてのみ捉える靜態的な法の理解は、法外の実事法が法の解釈適用において論理的に不可欠な役割

57) Lassa Oppenheim, *Treatise on International Law*, 1st ed. (Longmans, 1905) 16. この他、Lassa Oppenheim, "The Science of International Law: Its Task and Method," *American Journal of International Law* (1908) 313, 328 も参照。

58) Oppenheim, *Treatise on International Law*, 16.

59) Ibid, 16.

60) Ibid, 343.

61) Ibid.

62) John Westlake, *International Law* (Cambridge University Press, 1910) 3.

63) William Edward Hall, *A Treatise on International Law* (Clarendon Press, 1884) 1.

を果たしているという法リアリズムが1930年代以降米国で提唱されて以降⁶⁴⁾、様々な局面において批判の対象となっている。

国際法学の文脈に絞って見ても、1960年代のニューヘブン学派が、国際法を規則の総体として捉えることの限界を指摘し、国際法を力と権威配分の決定過程として捉えることが適切であることを論じた業績が⁶⁵⁾、その派生形を含めて、広く共有されている。同学派の先駆者であるマクドゥーガルが「越境法」を支持したことに示唆されるように、越境犯罪の国際的規制も、このような国際法を意思決定過程として理解するアプローチに親和的である。

同学派の影響を受けたヒギンズ (Rosaly Higgins) は、1991年のハーグ講義録において国際法が分権的で水平的な性質を有していることを踏まえ、個人 (individuals) も国際法システムの「関与者」 (participants) として捉えるべきであると述べている⁶⁶⁾。ヒギンズは、国際法の下で専ら「主体」と「客体」のみがあるとする法実証主義の論理には誤謬があるという。国際法は規則の総体として理解されるべきではないことや、「主体」と「客体」という二分法が現実に沿わないことがその主な根拠である⁶⁷⁾。他方で、個人が国際法の「主体」であるという見解も、この「主体」と「客体」の二分法を起点としている点で適切ではないという。そこでヒギンズは国際法が意思決定過程であるという見方に基づき、個人を両者のいずれでもない「関与者」として位置付けるのである⁶⁸⁾。

日本では大沼保昭が、より一般的に国際法の「多様な社会的機能」に着目し、「多様な国際法関与者の国際法実現過程への多様な関わり方を説明する概念」として、『法主体』の『法律行為』の『要件、効果』という概念枠組は狭すぎる」として、国際法の「法主体」概念に拘って問題を設定することを批判している⁶⁹⁾。大沼は、国際法の実現は国家間の相互主義と国際的な司法機構によって

64) Felix S. Cohen, "Transcendental Nonsense and the Functional Approach," *Columbia Law Review* 35 (1935) 809, 820.

65) McDougal, "International Law, Power, and Policy: A Contemporary Conception," 143.

66) Rosaly Higgins, *International Law and the Avoidance, Containment and Resolution of Disputes: General Course on Public International Law* (Martinus Nijhoff, 1991) 68; Rosaly Higgins, *Problems and Process: International Law and How We Use It* (Oxford University Press, 1994) 39.

67) Higgins, *International Law and the Avoidance, Containment and Resolution of Disputes*, 80.

68) *Ibid.*, 81.

69) 大沼保昭『国際法：はじめて学ぶ人のための』（東信堂，2008）129頁。

のみなされるのではないこと、国際法は裁判規範に限定されるものではなく行為規範としての側面が重要であることを強調する。そして、ある国家の違法行為に対する NGO、専門家、メディアなどによる批判が、違法状態の是正に資する場合が少なくないことを例示して、個人の国際法過程における重要性を説くのである⁷⁰⁾。

この他にも、国際法規則の中には、私人の権利や利益に影響を与えるものが増えていることから、正統性を担保するために国際法の国家中心主義を修正するべきだという議論は数多く提出されている⁷¹⁾。

越境犯罪規制の実態を観察すると、「利益主体」の権利の構造と機能を分析の対象に取り込むとき、それが「権利主体」に極めて近似すること、そして、このような規範論理的で静態的な解釈ではその近似性を正しく把握できないことに気づかされる⁷²⁾。その理由の一つは、越境犯罪への国内法上の対処が静態的な「法の適用」ではなく、利益主体である個人や法人をも巻き込んだ、動態的な「法の実現」において、法秩序の適正を維持しようとしていることに求めることができる。越境犯罪の規制は、犯罪の実行者を事後的に刑事訴追することのみを目的として構築されているわけではない。そこでは、犯罪を検知し、あるいは予防するために、必要な情報を収集し、かつ、企業による自発的な法コンプライアンスを推進することも志向されている。そこで遵守されるべき規範は、刑法が重要な部分を占めるがそれだけではない。企業の風評被害のリスクなど、裁判所でその履行が強制されない社会的な規範まで織り込んだ制度設

70) Onuma Yasuaki, *International Law in a Transcivilizational World* (Cambridge University Press, 2017) 241 も参照。

71) Thomas M. Franck, *The Power of Legitimacy among Nations* (New York: Oxford University Press, 1990) 5; Eric Stein, "International Integration and Democracy: No Love at First Sight," *American Journal of International Law* 95 (2001) 489, 490; Jutta Brunnée and Stephen J. Toope, *Legitimacy and Legality in International Law: An Interactional Account* (Cambridge University Press, 2010) 15; Martti Koskeniemi, *From Apology to Utopia: The Structure of International Legal Argument* (Cambridge University Press, 2006) 389; Jean d'Aspremont, "Non-State Actors in International Law: Oscillating between Concepts and Dynamics," in Jean d'Aspremont, *Participants in the International Legal System: Multiple Perspectives on Non-State Actors in International Law* (Routledge, 2011) 1; 中川淳司「国際経済法の実現における私人・私企業の『関与』——WTO 紛争解決手続と投資紛争仲裁を中心に」中川淳司 = 寺谷広司編『国際法学の地平』(東信堂, 2008) 481 頁。

72) 同様の問題意識を基礎にしながらも、私人(個人)を媒介無く国際法の主体として位置付けようとするならばそれは理論的誤謬を避けえないという戒めについて、村瀬信也『国際法の経済的基礎』(有斐閣, 2001) 17 頁。実定公法領域における越境法の限界については、薬師寺公夫「トランスナショナル・ローの現代的意義——非国家主体と国際法の課題」『世界法年報』21 号(2002) 3 頁の指摘も参照。

計がなされている⁷³⁾。その点において、越境犯罪を規制する国内法制度それ自体が、動態性を包含しているのである。

確かに、このことは越境犯罪の国際的規制において、国家中心主義に代替するパラダイムが国際秩序に導入されたことを意味しない。非国家主体が国際関係に与えるインパクトが大きくなっていることに争いはないものの、非国家主体の法的な地位、権利、義務は直ちには明らかではなく、多くの場合は各国国内法上規律されるのに留まっている。非国家主体の国境を越える活動が増加するにつれて、国際市場に共通する「規範」や「基準」は生じてきてはいるものの、それらは国内法の規律に優位するわけではない。カッセゼ (Antonio Cassese) の言葉を借りれば、この「主権の存立」と「規範の普遍化」の緊張関係は、法によって規律されているわけではない⁷⁴⁾、グローバル化が国家の主権を徐々に制約しているとはいえ、その結果生じた空白を法的な規制メカニズムが補っているわけではない⁷⁵⁾。

しかし、これらの議論の状況から、グローバル化と個人の権利の対立を論じようとする本書においては、従来の刑事共助についての先行研究がそうしてきたように、国際法上の権利義務を静態的に理解するのでは適切な分析はできないことが示される。

第2節 本研究の方法

以上の問題意識を踏まえ、本書の課題はそれぞれの越境犯罪を規律する法規則を確定すると共に、その適用の前提となる条件を、実証を通じて明らかにすることに設定される。実際の越境犯罪規制は、個々の犯罪に固有のものとして

73) 神田秀樹「企業の社会的責任をめぐる規範作成」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』(有斐閣、2008) 153頁、Ignaz Seidl-Hohenveldern, *International Economic "Soft Law"* (Martinus Nijhoff, 1979) ; Christine M Chinkin, "The Challenge of Soft Law: Development and Change in International Law," *International and Comparative Law Quarterly* 38 (1989) 850 ; Jan Klabbers, "The Redundancy of Soft Law," *Nordic Journal of International Law* 65 (1996) 167 ; Kenneth W Abbott and Duncan Snidal, "Hard and Soft Law in International Governance," *International Organization* 54 (2000) 141 ; Daniel E Ho, "Compliance and International Soft Law: Why Do Countries Implement the Basle Accord?," *Journal of International Economic Law* 5 (2002) 647 ; Chris Brummer, "Why Soft Law Dominates International Finance and Not Trade," *Journal of International Economic Law* 13 (2010) 623.

74) Antonio Cassese, "A Plea for a Global Community Grounded in a Core of Human Rights," in Antonio Cassese (ed.), *Realizing Utopia: The Future of International Law* (2012) 136, 137.

75) Ibid.

● 著者紹介

石井 由梨佳 (いしい ゆりか)

防衛大学校人文社会科学群国際関係学科専任講師。

日本学術振興会特別研究員 (DC1/PD) を経て 2010 年より現職。

東京大学法学部第三類卒業, コーネル法科大学院修了 (法学修士),

東京大学法学政治学研究科修了 (法学博士)。

《主要著作》

「安全保障上の脅威をもたらす第三国船舶に対する公海における自衛の可否」『世界法年報』36 卷 (2017 年)

「国際法上の海賊行為」鶴田順編『海賊対処法の研究』(有信堂高文社, 2016 年)

「通過通航制度と海峡沿岸国の航行規制」坂元茂樹編『国際海峡』(東信堂, 2015 年)

越境犯罪の国際的規制

International Regulation of Transnational Crimes

2017 年 8 月 25 日 初版第 1 刷発行



著 者 石井由梨佳

発 行 者 江 草 貞 治

発 行 所 株 式 有 斐 閣

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-17

電 話 (03)3264-1314 [編集]

(03)3265-6811 [営業]

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・株式会社三陽社 / 製本・牧製本印刷株式会社

© 2017, Yurika Ishii. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-04680-1

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@copy.or.jp)の許諾を得てください。